

【既存住宅】 一戸建て住宅 並びに 戸数が一戸の併用住宅の申請料金（消費税込）

床面積の合計 (A)			建設評価 現況調査 (必須)		特定現況調査 (選択)
A < 200 m <sup>2</sup>			77,000		143,000
200 m <sup>2</sup> ≤ A ≤ 500 m <sup>2</sup>			110,000		(取り扱いしません)
500 m <sup>2</sup> < A			165,000		(取り扱いしません)
長期使用構造等の審査 も含む	基本料金	A < 200 m <sup>2</sup>	上記金額に右 記料金を加算	66,000	左に同じ
		200 m <sup>2</sup> < A		88,000	
	耐震性能 審査が省略できる 場合	A < 200 m <sup>2</sup>		44,000	
		200 m <sup>2</sup> < A		58,300	
長期使用構造等軽微変更該当証明申請			6,600		
評価書の再交付			5,500		
その他			別途協議		

※ 現場検査では検査毎に「別表3」に従った出張費が別途かかります。

※ 申請者都合による再検査は「その他事項」の扱いとします。

共同住宅等の申請料金

床面積の合計 (A)	建設評価 現況調査 (必須)
A ≤ 500 m <sup>2</sup>	165,000 + n × 16,500
500 m <sup>2</sup> < A ≤ 1,000 m <sup>2</sup>	300,000 + n × 16,500
1,000 m <sup>2</sup> < A ≤ 1,500 m <sup>2</sup>	450,000 + n × 16,500
1,500 m <sup>2</sup> < A ≤ 2,000 m <sup>2</sup>	600,000 + n × 16,500
2,000 m <sup>2</sup> < A	別途協議
長期使用構造等の審査も含む場合	別途協議
長期使用構造等軽微変更該当証明申請書	別途協議
評価書の再交付 (1 住戸)	5,500
その他	別途協議

n : 評価対象住戸の戸数

※ 現場検査では検査毎に「別表3」に従った出張費が別途かかります。

※ 申請者都合による再検査は「その他事項」の扱いとします。

個別性能評価（選択）の申請料金（消費税込）

評価項目	建設評価がある場合	図書等がある場合	図書等がない場合
構造安定：1-1～1-7	33,000	55,000	(取り扱いしません)
火災安全：2-1～2-7	22,000	22,000	別途協議
劣化対策：3-1	33,000	33,000	別途協議
維持管理：4-1～4-4	22,000	22,000	別途協議
温熱環境：5-1	33,000	33,000	別途協議
一次エネルギー：5-2	33,000	33,000	別途協議
空気環境：6-2～6-5	別途協議	別途協議	別途協議
光視環境：7-1～7-2	22,000	22,000	別途協議
高齢者配慮：9-1～9-2	22,000	22,000	別途協議
開口部侵入防止：10-1	22,000	22,000	別途協議

既存住宅の建築行為なし又は増築・改築における長期使用構造等の確認の申請料金（消費税込）

申請方法	戸建て住宅及び戸数が一戸の併用住宅	共同住宅等（左記を除く）
評価書等（耐震性の審査が省略できるもの ※1）あり	110,000	$330,000 + n \times 13,200$
上記でないもの ※2	99,000	$110,000 + n \times 11,000$

※1 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築基準法に適合するものであることが確認できる「確認済証」及び「検査済証」の活用を含みます。

※2 H 2 7 国住指第 3 4 3 5 号別表 2 に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）などです。

※ 新築時に評価書等を取得した住宅の、耐震性に係るリフォーム計画である場合は「上記でないもの」とします

【付加料金】 申請物件が限界耐力計算等を用いた場合の付加料金（消費税込）

床面積（A）	追加料金
$A \geq 500 \text{ m}^2$	44,000
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	55,000
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 1,500 \text{ m}^2$	110,000
$1,500 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	165,000
$2,000 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	210,000
$3,000 \text{ m}^2 < A$	別途協議

※ 別表2の審査対象の構造は「その規模では通常である計算ルートである」・「混構造ではない」・「特別な与条件がない」事を前提としています。

※ 上記以外にも想定し得ないものは「個別に別途協議」といたします。

別表 3：業務規程第 33 条に基づく出張費（消費税込）

	出張費			備考
	日当	交通費	宿泊費	
地域：A	0	0	不要	審査事務所又は担当する業務拠点から概ね 15 k m までに含まれる区域
地域：B	0	2,200	不要	審査事務所又は担当する業務拠点から概ね 15 k m～30 k m までに含まれる区域
地域：C	0	3,300	不要	審査事務所又は担当する業務拠点から概ね 30 k m～50 k m までに含まれる区域
地域：D	5,500	4,400	不要	審査事務所又は担当する業務区域から概ね 50～75 k m に含まれる区域
地域：E	11,000	別途相談	11,000	上記以外の区域及び島嶼部

※ 1 審査事務所または担当する業務拠点からの距離は、直線距離を原則とします。

※ 2 地域：E の宿泊費は宿泊を要する場合で、業務に要する夜数に応じ、1 名につき 1 夜あたりで計算します。